

# 三原市立第三中学校生徒指導規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。そのため、生徒が充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めるものとする。

また、学校という集団生活の場において、全ての生徒が安全かつ安心して学校生活を送るために、そして、将来にわたって社会の一員として規則を守る大切さを学び、自分を律する心や態度を養うために、この規程を定めるものとする。

## 第2章 学校生活に関すること

### (服装・頭髪)

第2条 衛生的で中学生らしい身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送ることができるようにさせる。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

- (1) 原則、毎月1回全校で服装・頭髪の違反がないか一斉点検をする。
- (2) 服装・頭髪の違反があった場合、担任または該当学年の生徒指導担当者に連携する。
- (3) 違反が続く（改善が見られない）場合には保護者連携や学年での対応を協議する。
- (4) 頭髪を染める、パーマや化粧、変形させたズボンや制服の着用などのあからさまな違反状態で登校してきた場合には、髪を黒く染めさせる、代替品を貸すなどの応急処置をきちんとさせる。また、保護者と連絡をとり、指導方針（個別指導）を確認する。法令違反や校則を大きく違反する行為については保護者に来校してもらい、今後の対応について協議した後に教室に入室させる。

### (校内生活)

第3条 校内の生活については、良い習慣が身に付くよう、指導の徹底を図る。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

- (1) マナー良く生活をする。特に、その場に応じて気持ちのよいあいさつをする。
- (2) 授業は、ベル着を守り、準備物等を確実に用意し、私語をせず集中して学習をする。
  - ・私語等の指導にしたがわない場合には、保護者と連携をし、「第4章 生徒指導に関すること」の規程に基づいて指導する。
- (3) 保健室の利用は、原則1時間とする。
- (4) 給食は、準備から片付けまで自身の役割を把握し、協力して動く。
- (5) 掃除時間は、無言で時間いっぱい掃除をする。
- (6) 集会等には、無言で並んで移動し、黙って素早く整列する。
- (7) 定期試験等は、早めに着席し、時間いっぱい取り組む。
  - ・不正行為があった場合は、「第4章 生徒指導に関すること」の規程に基づいて、厳しい姿勢で指導を行い、保護者と連携する。

### (登下校)

第4条 交通ルールやマナーを守って安全に登下校する。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

- (1) 徒歩通学  
並列で通行することなく、他の通行者の迷惑とならないようにする。
- (2) 自転車通学  
徒歩通学同様、他の通行者の迷惑とならないようにする。

(登校・欠席・遅刻・早退・外出・授業遅刻)

第5条 登校・欠席・遅刻・早退・外出・授業遅刻等については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。詳細は『学校生活のきまり』で定める。

(1) 登校時刻

8:10 までに自分の教室に入り、提出物等を出し、8:15 から朝の活動を開始する。この時刻以降を、「学校遅刻」とする。

(2) 下校時刻

生徒の下校時刻は、次の4期に分け完全下校時刻を定める。

- ・ 4月～10月秋季大会まで ⇒18:00
- ・ 10月秋季大会～1月末まで ⇒17:15
- ・ 2月～学年末試験まで ⇒17:30
- ・ 学年末試験～3月末まで ⇒17:45

(3) 欠席・遅刻

欠席や予め分かっている遅刻については、7:30 までに保護者が「すぐーる」で学校に連絡する。

(4) 早退

早退については、事前に分かっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法を学校に連絡する。体調不良等で早退する場合は、学校が保護者にその旨を連絡し、生徒の帰宅を確認する。

(5) 外出

登校したら原則校外には出ない。特別な理由があり、外出するときは許可を得て、外出させる。

(6) 授業遅刻

その都度教科担任がその場で指導する。改善が見られない場合には、第4章「生徒指導に関すること」の規程に基づいて、担任を中心に該当学年と対応を協議する。

(持ち物)

第6条 学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なもの以外は持参しない。

- (1) 本校では、不要なものを見つけた場合にはその場で没収し、「第4章 生徒指導に関すること」の規程に基づいて指導する。
- (2) 持ち物には、すべて記名する。
- (3) 金銭や物品の貸し借り、売り買いをしない。

(部活動)

第7条 部活動については、次のことを指導する。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

- (1) 部活動は、選択制とし、所属する場合は、原則3年間継続して活動できるように取り組む。
- (2) 部活動には、制服、体操服など、部活動で定められた服装で参加し活動する。
- (3) 部活動に関する諸規程が守れなかった場合は、『学校生活のきまり』に則り指導する。

### 第3章 校外での生活に関すること

(校外の生活)

第8条 校外の生活については、次のように指導の徹底を図る。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

- (1) ゲームセンターやゲームコーナー等の遊技場（プリクラコーナーを含む）、ボーリング場、喫茶店、食堂（ファストフード店を含む）、カラオケ店、映画館等への出入りは保護者同伴のみ認める。
- (2) 自転車に乗る場合は、点検・整備を行う。交通ルールや本校の規程を守る。
- (3) 外泊や深夜徘徊は、絶対にしない。
- (4) 地域住民の迷惑となるような行為や反社会的行動は、絶対にしない。

### 第4章 生徒指導に関すること

(生徒の懲戒・体罰について)

第9条 学校教育法第11条の「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、生徒に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない」に則り、次のような認められる懲戒及び指導を行う。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

- (1) 宿題等の未提出者や軽微な授業妨害を行った生徒に対し、学習課題や清掃活動を課す。
- (2) 授業中に教室内に起立させる。
- (3) 放課後等に教室に残留させる。

(特別な指導の対象)

第10条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法規・法令に違反する行為
  - ・ 飲酒、喫煙〔学校生活、登下校時〕
  - ・ 暴力、威圧、強要行為（校外も含む）
  - ・ 器物損壊
  - ・ ネットを介しての誹謗中傷や名誉毀損
  - ・ 不法な侵入や占拠
  - ・ その他、法令・法規に違反する行為
  - ・ 窃盗、万引き、占有離脱物横領
  - ・ 性に関するもの
  - ・ 無免許運転・暴走行為
  - ・ 賭け事
  - ・ 薬物乱用
- (2) 本校の規則等に大きく違反する行為
  - ・ 甚大な授業妨害、授業遅刻、授業エスケープ
  - ・ 指導に従わないなどの指導無視および暴言等
  - ・ 不正行為（カンニングなど）
  - ・ 学校が教育上必要であると判断した行為
  - ・ 不要物の校内への持込み
  - ・ 特別な指導を必要とする重大ないじめ
  - ・ 家出、深夜徘徊

(特別な指導の目的、内容)

第11条 第10条にある問題行動を行った生徒に対し行う特別な指導は、次にあげる目的・内容をもって実施する。

- (1) 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うことを目的とする。
- (2) 特別な指導には、別室指導、奉仕活動等がある。
- (3) 法規・法令に違反する行為・暴力行為・いじめ等については市教委と連携し、その内容や頻度に応じて、警察・子ども家庭センター等の専門機関と連携する。
- (4) 繰り返し問題行動を起こし、他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒に対しては、「出席停止」を検討する。

## (反社会的行動)

第12条 第10条(1)にある反社会的行動に対しては、次のように対応する。

(1) 警察等外部機関からの通報で学校がキャッチした場合について

警察の事情聴取等を優先する。捜査に支障のない範囲で状況把握に努める。生徒指導主事が外部機関と連携し、担任等が保護者と連携する。その際は教育的指導を行う。

(2) 本人・保護者からの相談で学校がキャッチした場合について

警察や子ども家庭センター等への相談や協力依頼が必要なケースと考えられる場合には、校長・生徒指導主事・担任等で協議を行い、市教委と連携する。同時に担任等が保護者と連携する。その後は(1)に準じる。

(3) 被害者やその保護者・地域住民等からの連絡で学校がキャッチした場合について

被害者から事情を聞き、生徒指導委員会で協議する。その後は、(1)及び(2)に準じて指導を行う。

## (別室指導)

第13条 別室指導について

(1) 別室指導とは、別室での面談、反省文指導、教科指導を行うことである。

(2) 別室指導の実施の有無、その期間については、生徒指導委員会で事案ごとに協議・確認をする。

(3) 別室指導は、実社会において自らの行為に責任をとることを教える目的で行う。そのため、その生徒に反省が見られるかどうかによって、別室指導の実施の有無を検討するものではない。

(4) その生徒に精神的なフォローやその生徒を受け入れるための学級への指導が必要であると判断した場合も、別室指導を行うことがある。

(5) 別室指導の詳細については、『学校生活のきまり』で定める。

## 第5章 その他

### (携帯電話やスマートフォン等について)

第14条 携帯電話やスマートフォン等について、次のように指導の徹底を図る。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

(1) 生徒が学校生活外において、携帯電話・スマートフォン等の所持・使用を禁止しないが、その使用方法、管理等については、保護者の責任のものとする。

そのため、ネットいじめや極度の依存の問題等の事案に対しては、学校では対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求める。

(2) 生徒が学校へ持ってきた場合、その場で直ちに取り上げ、注意指導後、保護者連携する。

### (保護者対応に関して)

第15条 保護者の教職員への暴力行為、威圧行為や対応しかねる過度な要求等があった場合は、関係機関(警察等)と連携する。

## (附則)

この規定は平成31年4月1日より一部改正、施行する。

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正